

第1章 教育財産

学校その他の教育機関の用に供する教育財産の管理は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第2号の規定により、教育委員会の権限とされている。

このため、東京都教育委員会では、教育財産の効率的運用及び管理の適正を図るため、東京都教育財産管理規則（昭和40年教育委員会規則第4号）を定めている。教育財産の管理は、教育長の統轄の下に、学校その他の教育機関の長等が行うものとし、管理を行う者には、①最善の注意と経済的かつ効率的な利用、②隣接する土地との境界の明確化と境界標の設置、③公有財産台帳の整備と台帳附属資料の保管等を義務付けている。

教育財産の現況（令和7年3月31日現在）

1 土地及び建物

区分	土地 (㎡)	建物			備考
		木造 (㎡)	非木造 (㎡)	計 (㎡)	
学校等	6,547,511.46	1,971.75	3,599,692.30	3,601,664.05	学校等
教育文化	28,532.59	0	37,159.27	37,159.27	社会教育施設
職員厚生	19,916.25	0	49,618.79	49,618.79	教職員住宅
その他	6,604.79	0	33,225.37	33,225.37	教職員研修センター、公舎等
山林	537,570.20	0	0	0	実習林
史跡	11,534.79	0	0	0	文化財史跡等
合計	7,151,670.08	1,971.75	3,719,695.73	3,721,667.48	
財産価格	千円 634,076,494			千円 330,772,013	

(注) 東京スポーツ文化館・高尾の森わくわくビレッジ（PFI貸付分、普通財産）を除く。

2 その他の財産

区分	工作物	立木	船舶	地上権等	特許権等	浮標
数量	—	① 76本 ② 4,434.49㎡	1隻	24,747.10㎡	87件	1個
財産価格	千円 15,186,396	千円 ① 3,997 ② 2,476	千円 1,233,989	千円 —	千円 554,981	備忘価格 1円
備考	駐輪場、門等	① 樹木 ② 立木	大島丸	実習林用地	著作権 商標権	大島丸用

(注)1 東京スポーツ文化館・高尾の森わくわくビレッジ（PFI貸付分、普通財産）を除く。

2 特許権等87件の内訳は、著作権81件（映画5件、ビデオ17件、出版物50件、データベース1件、プログラム2件、学習用ソフトウェア2件、校章・ロゴ4件）、商標権6件である。